

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条
第一項の規定によつて、府中市から、備後圏都市計画公園二・二・一一八号中之町公園の変
更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第
二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県都市部
都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成二十年三月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山